

地域福祉の動向と 地域福祉コーディネーターへの期待

ルーテル学院大学

教授・学術顧問 市川一宏

I) 今までの 地域の生活課題

1. 人口減少と過疎高齢化: 公共交通機関の縮小・廃止、商業施設の撤退等により、住民の孤立の問題が広がっている。また都市においても、団塊の世代が後期高齢者となり、かつ高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が増加する結果、特に都市部において社会的支援を必要とされる方々が明らかに増える。(2025年問題)

2. 貧困: 非正規雇用、失業のなかで生活に困窮する現役世代が増え、結果として子どもに及ぶ貧困の悪循環をどのように断ち切るかが喫緊の課題となっている。ちなみに、児童虐待の主たる要因は、「経済的困難」と「親族・近隣・友人からの孤立」であり、貧困は、子どもの非行とも関わりがある。

3. 孤立死、虐待、自殺: 地域において、家庭の養育・扶養機能の低下、住民相互の関わりの希薄化により、問題が顕在化している。家庭を築き、維持していくための家族員同士の関わり、子育て、親の扶養・介護、経済生活の維持、精神的安定等の家族相互の役割が曖昧になっている。また学校と家庭の間、職場と家庭の間に、自分の居場所と実感できる場所が地域にあるのだろうか。

4. 閉じこもりの要因

＜身体的要因＞

- ・外出したいが体力がない。
- ・たったりしゃがんだりがつづらい。
- ・歩きにくい →対策・体力維持改善のための体操・集団での園芸・畑仕事・散策など屋外活動

＜心理的要因＞

- ・外出したいが転ぶのではないかと不安である。→外出練習
 - ・買い物ができるか不安である。→買い物練習
 - ・公共の乗り物を利用できるか不安である。→交通機関利用練習
 - ・身体の障害や老化により、何をするのにも自信がない。
 - ・何もすることがない。何もしたくない。
- 対策・趣味や楽しみなどの「したい活動」の機会を提供、「できる活動」になるよう支援する。
- ・交流の場の提供・碁や俳句など趣味の教室

＜社会環境的要因＞

- ・一人暮らしであるため、孤立している。
- ・高齢により、親しい友人がいなくなった。
- ・家族の理解がなく、外出を止められたり、役割を喪失している。→家族教室の開催・玄関に階段があり、一人での外出が困難である。→家屋など環境調整・家が交通のアクセスに不便なところにある。
- ・歩いて趣味活動や体操など健康を維持する場所がない。→社会資源の情報提供

出典：閉じこもり予防・支援マニュアル（主任研究者 安村誠司）

5. ひきこもり

内閣府は2019年3月29日、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の40～64歳が、全国で推計61万3千人いるとの調査結果を発表した。7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めた。15～39歳の推計54万1千人を上回り、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になった。中高年層を対象にしたひきこもりの調査は初めて。

①ひきこもりを、自室や家からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が6カ月以上続く場合と定義。専業主婦・主夫は過去の同種調査では含めなかったが、今回は家族以外との接触が少ない人はひきこもりに含めた。

②ひきこもりになった年齢は60～64歳が17%で最も多かったが、20～24歳も13%、③きっかけは「退職」が最多で「人間関係」「病気」が続いた。40～44歳の層では就職活動の時期にひきこもりが始まった人が目立つ。

④ひきこもり期間は「3～5年」が21%で最多。7年以上となる人が合計で約5割を占め、「30年以上」も6%いた、子供の頃からひきこもりの状態が続く人のほか、定年退職により社会との接点を失うケースがあることがうかがえる。

⑤暮らし向きを上・中・下の3段階で聞いたところ、3人に1人が下を選択。家の生計を立てているのは父母が34%、自身が30%、配偶者が17%で、生活保護は9%だった。悩み事に関して「誰にも相談しない」という回答が4割を超えた。

調査時期の違いなどはあるものの、内閣府では15～39歳も合わせた引きこもりの総数は100万人を超えるとみている。(日本経済新聞)

6. 虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）

(1)保護者側のリスク要因①妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）②子どもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）③マタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況④元来性格が攻撃的・衝動的⑤医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存⑥被虐待経験⑦育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等）

(2)子ども側のリスク要因①乳児期の子ども②未熟児③障害児④何らかの育てにくさを持っている子ども

(3)養育環境のリスク要因①未婚を含む単身家庭②内縁者や同居人がいる家庭③子連れの再婚家庭④夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭⑤転居を繰り返す家庭⑥親族や地域社会から孤立した家庭⑦生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭⑧夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭⑨定期的な健康診査を受診しない

出典 厚生労働省『子ども虐待対応の手引き』

7. 生活困窮者を取り巻く状況

＜世帯構成等について＞世帯構成については、単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯の増加が今後とも予想され、特に単身世帯は、2015年現在で3割を超える約1,800万世帯となっており、2035年には約4割に達する見込み。50歳時の未婚割合(生涯未婚率)についても、近年上昇を続けており、2030年には男性の約3割、女性の約2割となる見込み

＜生活保護受給者・世帯について＞

生活保護受給者については、平成29年6月時点で約213万人と、平成27年3月をピークに減少生活保護受給世帯については、平成29年6月時点で約164万世帯であり、高齢者世帯の増加により世帯数が増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向

＜生活困窮者自立支援の対象となり得る者＞

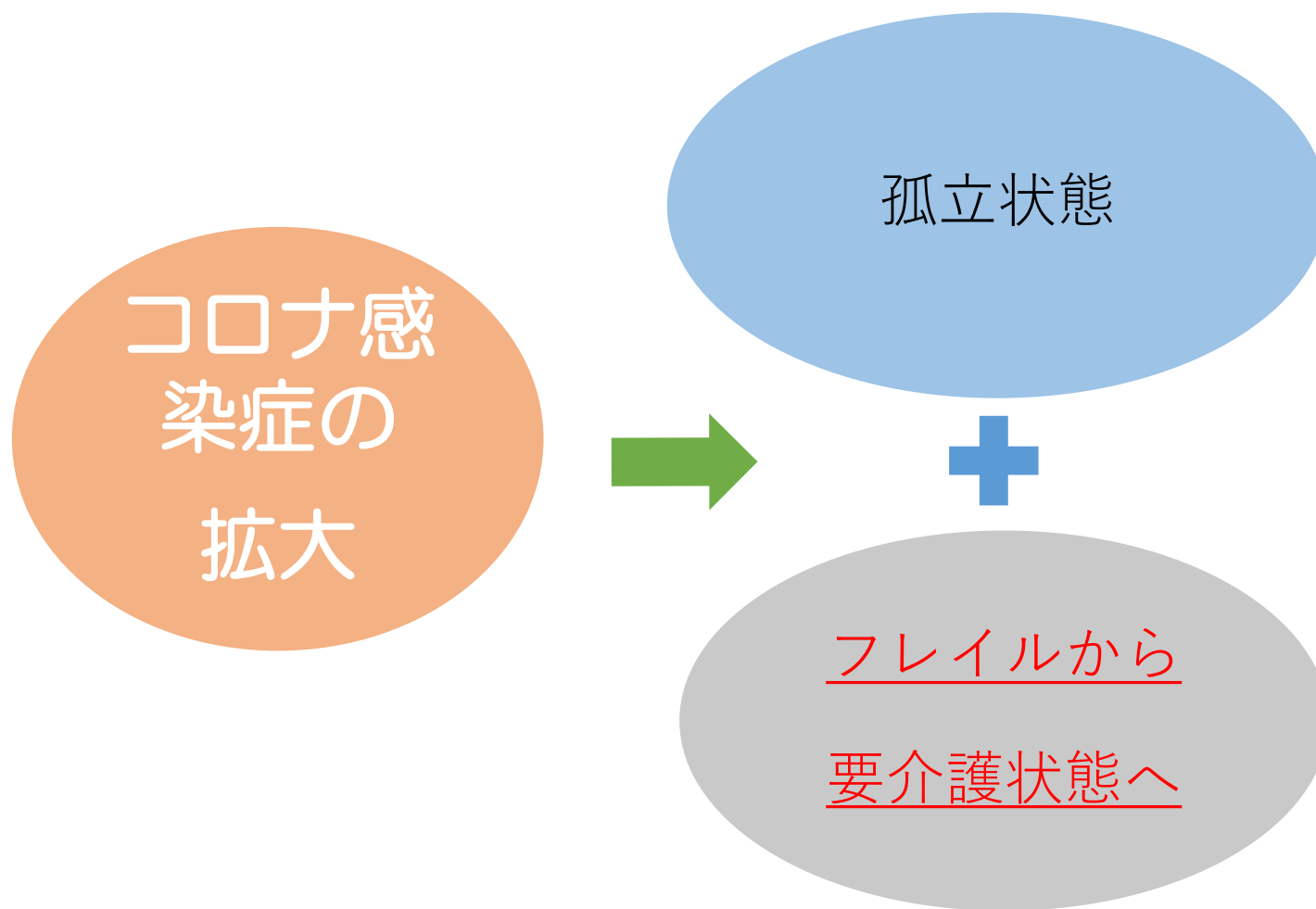
生活困窮者自立支援の対象となり得る者として、福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は約30万人(平成29年)、ホームレスは約6,000人(平成29年度)、経済・生活問題を原因とする自殺者は約4,000人(平成28年)、離職期間1年以上の長期失業者は約76万人、ひきこもり状態にある人は約18万人(平成28年・内閣府推計)、スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子どもは約6万人(平成27年)のほか、税や各種料金の滞納者、多重債務者、様々な要因が複合して生活に困窮している高齢者や高齢期に至る前の中高年齢層が挙げられる。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第7回)平成29年9月21日

Ⅱ) コロナ禍における 現状認識 ⇒ 今までの問題が深刻化

新型コロナウイルスが拡大する4月より6月中旬まで、小金井市・調布市・三鷹市・武蔵野市・東京都と情報交換の場を設けてきました。また4区市と都の介護保険事業計画の作成に関わってきました。それらを踏まえて、報告させていただきます。

1. 地域における高齢者・介護する家族等の生活問題の深刻化



- ① 着実に進行し、悪化する高齢者の疾病・ADLの状況、生活状況
・電話やベルによる現状把握には限界があり、フレイル等の実際の状態が把握できない。深刻な状況の進行している危険性がある。
・コロナウイルスの感染を恐れ、外出を控えている高齢者が自宅で転び、骨折をするケースが増えていると言われている。

② 増加する要介護者

医療が必要な高齢者が受診を控え、重度化する危険性がある。
また、認知症高齢者が定期受診を控え、症状の悪化が予想される。

③ 増加する家族の介護負担

要介護者を介護していた家族が感染した場合の濃厚接触者である要介護者への対応はどうなるか。また、介護負担の増加による8050問題が顕在化している。

④ 増加する孤立状態にある高齢者

介護予防につながる活動の場、地域の仲間づくりの場がなくなるか、減ることによって、高齢者の社会的なつながりが切れてしまった。介護を有する高齢者と介護者とがなくなる事態も起こっている。

- ⑤ 自殺者の増加 リーマン・ショック直後の09年以来11年ぶりに増加に転じた。女性や若年層の増加が目立つ。

2. 介護事業者・見守り活動等の活動の課題

① 事業者が直面する
事業継続の危機

② 従事者の日々の仕事に影
響する感染症の危機

③ 特別養護老人ホーム等
における集団感染の危機

④ 地域福祉活動の中止、
撤退等に見る孤立の危機

① 事業者が直面する事業継続の危機

利用者が外出自粛及び自主的にサービス利用を、在宅給付事業所の収入が減少し、経営の状況が悪化している。通所型では、職員または利用者に陽性が出たということで休業するケースもあり、特に区部が多い。6月以降利用が安定しつつあるも試行錯誤の状態。東京都では、地域密着とショートの影響が大きい。

② 従事者の日々の仕事に影響する感染症の危機

高齢者に感染させてはいけないと、従事者は日々緊張して仕事についている。しかし、コロナ対応がいつまで続くのか、どこまでやればいいのか、また検査を受けることが容易ではなく、事業所職員の体力的、精神的な負担が重くのしかかっている。

③ 特別養護老人ホーム等における集団感染の危機

地域全体の問題として対応を考える必要がある。

④ 地域福祉活動の中止、撤退等に見る孤立の危機

ふれあいいきいきサロン、見守り活動等のインフォーマルケアで活動を休止しているところも多い。その結果、通ってきた高齢者の孤立の問題が顕在化してきたことに留まらず、活動団体の基盤が揺らいで、活動を開始することが難しくなっている場合もある。

Ⅲ) 社会福祉の主な動向

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）
※平成31年11月支払いより適用 1

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する

2. 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿



第3 生活支援・介護予防サービスの充実

1 基本的な考え方 (P28～)

- 地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより、市町村を中心とした支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要。市町村の参考のため、具体的な取組例を取りまとめ。

2 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組 (P30～)

- 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等(「生活支援体制整備事業」)を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、以下の取組を総合的に推進。

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化

＜生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)＞

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。

- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一

- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発

- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

＜協議体＞

各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

3 住民主体の支援活動の推進 (P34～)

- 生活支援の担い手となる者の知識・スキルの向上はより良い生活支援に資するため、担い手に対し、市町村が中心となって、介護保険制度、高齢者の特徴と対応、認知症の理解などについての各種研修を実施するのが望ましい。
- 高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与するボランティアポイント制度が市町村において実施されており、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能。

4 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用 (P38～)

- 個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化を図っていく地域ケア会議を、積極的に活用。また、サービス開発の際、既存の地域資源(NPO、ボランティア、地縁組織、社協、介護事業者、民間企業等)や他施策による取組等についても活用。

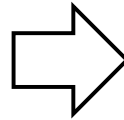
(参考)新地域支援構想会議の提言(「新地域支援構想」)

助け合い活動を行う側から、総合事業で主体的に役割を果たしていこうとの趣旨でとりまとめ。市町村において制度設計・事業運営を行っていく上で参考にすることが有益。(「助け合い活動」を実践している非営利の全国的組織による「新地域支援構想会議」が提言)

調布市の挑戦—生活支援体制整備事業



事業の目的



「支える人」と「支えられる人」に分けるのではなく、一人ひとりがそれぞれの強みを活かして「支え合う」仕組づくり。そして、心身に異常があれば、早期に適切なサービスにつながり、自分が望む生活が続けられること。

「一人ひとりに必要な支援が届くこと」そして、そのために「誰もが誰かとつながること」を実現するための体制整備

■第1層イメージ例

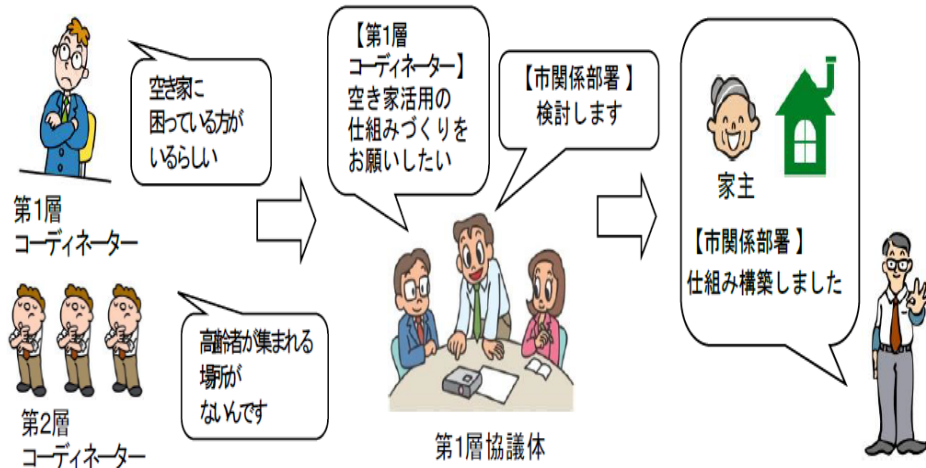
→ 市全域で、関係者とのネットワーク化やサービス開発を行う

□第2層の各コーディネーターは、高齢者が気軽に集まれる場所の確保に苦慮しており、第1層協議体にて、困っていることとして報告

また、第1層コーディネーターは、市の会議を傍聴した際に、空き家をどうにもできず困っている市民がいるという情報を入手

□協次の第1層協議体に空き家対策関係部署の職員を招集。空き家を高齢者のために活用する仕組みづくりを検討してもらえないか打診

→市にて、空き家を地域活動のために活用する仕組み（例：マッチング機能、空き家提供謝礼制度など）を構築してもらえた



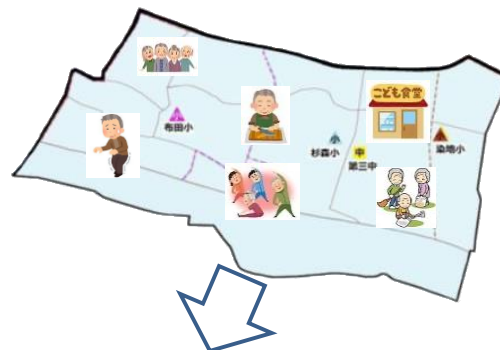
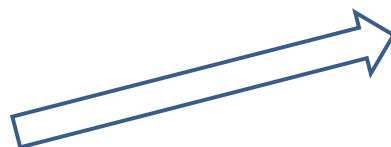
【調布市での運営体制】

調布市生活支援体制整備事業の開始時期		平成27年4月 ※ 平成27年6月から 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社へ委託
生活支援 コーディネーター	活動区域	第1層（市全域）
	配置人数	社会福祉士2人配置（公社業務兼任）
協議体	対象区域	第1層（市全域）
	メンバー	調布市内の関係団体12人を招集
アドバイザー		室田 信一 （首都大学東京 都市教養学部 人文・社会系 准教授）
事務局		公益財団法人調布ゆうあい福祉公社 地域事業課住民参加推進係
市の所管部署		福祉健康部高齢者支援室

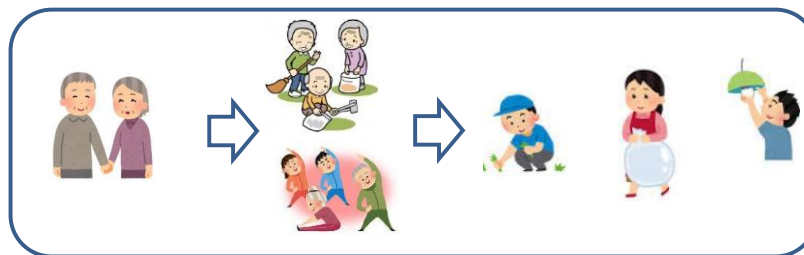
所	属
有限会社ヘルパーねこの手	代表
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ調布はこべ	代表理事
ぶくぶく・ポレポレの家	代表
民生児童委員協議会	
調布市社会福祉事業団	知的障害者地域生活サポート すくらむ 施設長
調布市シルバー人材センター	事務局長
調布市シルバー人材センター	主任
調布市シルバー人材センター	
調布市社会福祉協議会	市民活動支援センター センター長
調布市社会福祉協議会	地域福祉推進課地域福祉係 地域福祉コーディネーター
調布市地域包括支援センターちょうふの里	センター長
調布市地域包括支援センターちょうふの里	見守り担当



第2層の 地域支え合い推進員の活動



第3層・第1層と連携しながら、更に社会資源やニーズ、課題の把握を行うとともに、高齢者の活躍の場や高齢者の生活支援の創出を目指す。



事業の実施体制



活動に通える範囲を第3層、各福祉圏域を第2層、市内全域を第1層として事業を実施。それぞれの層に地域支え合い推進員がいて、第2層と第1層には協議体を設置

※第1層は市が直営、第2層は社会福祉協議会に委託している。現在第2層の地域支え合い推進員は2名配置されており、2023年までに全8圏域への配置を計画している。

第2層の地域支え合い推進員は、同じ社協に配置されている地域福祉コーディネーター(CSW)と連携して活動している。

3. 子どもの貧困・虐待への対応

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% （平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 （平成25年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率：80.6% （正規39.4% 非正規47.4%）
 - ・父子家庭の就業率：91.3% （正規67.2% 非正規8.0%）
- 子供の貧困率 16.3% （平成24年）

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

4. 社会的養護

①社会的養護とは：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

②社会的養護の理念

ア.子どもの最善の利益のために

イ.社会全体で子どもを育む

③社会的養護の機能

ア.養育機能・家庭での適切な養育を受けられない子どもの養育、

イ.心理的ケア等の機能・適切な養育が受けられなかったことによる発達のゆがみや心の傷を回復、

ウ.地域支援等の機能・親子関係の再構築支援、自立支援、アフターケア、地域における養育の支援

5. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)
(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

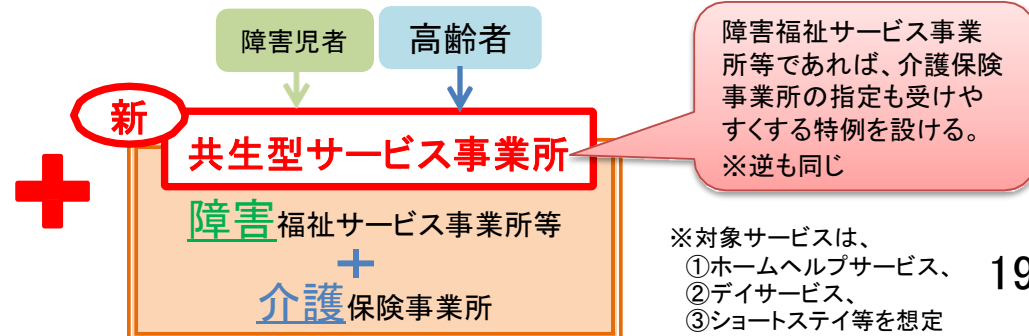
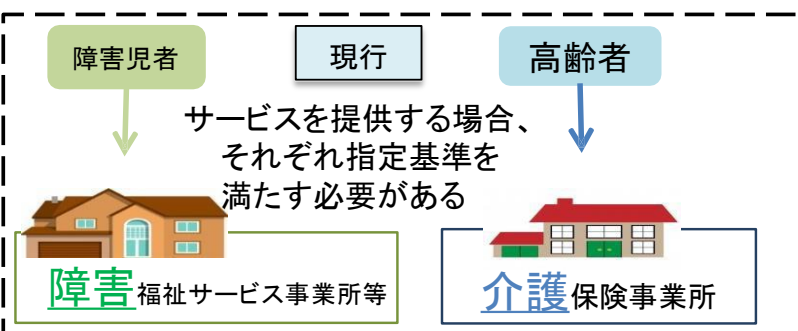
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

第106条の3
第1項第1号



○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらおう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

第106条の3
第1項第2号



○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

第106条の3
第1項第3号



○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・役所内の全庁的な体制整備

等

○計画策定に当たっての留意点

- ・狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

- 市町村 包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県 単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国 指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

6. 社会福祉法改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 2017年）

第4条（地域福祉の推進）「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」

2項「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（略）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（支援関係機関）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」

第106条の3(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

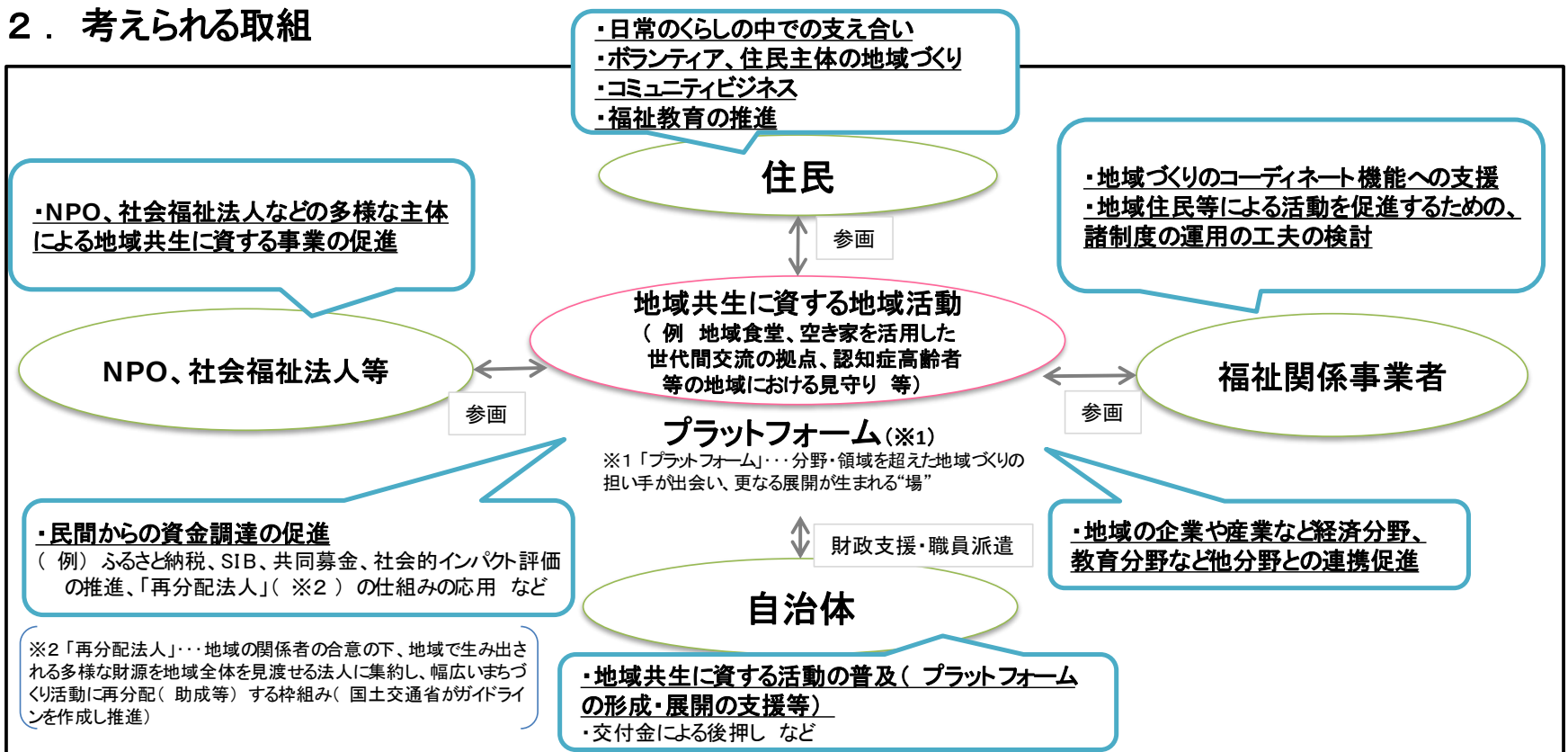
2 略

地域共生に資する取組の促進 ～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円
(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200→250か所)
補助率：3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

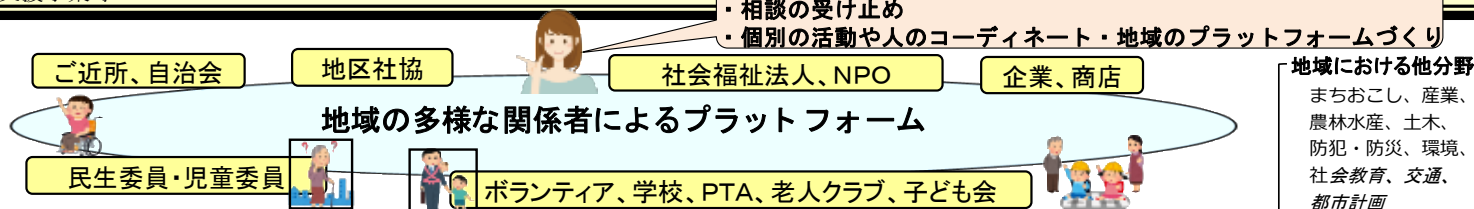
◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

- ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げ的事业(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

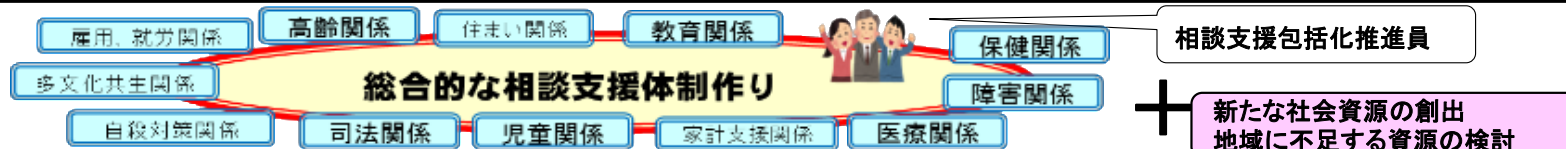
◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

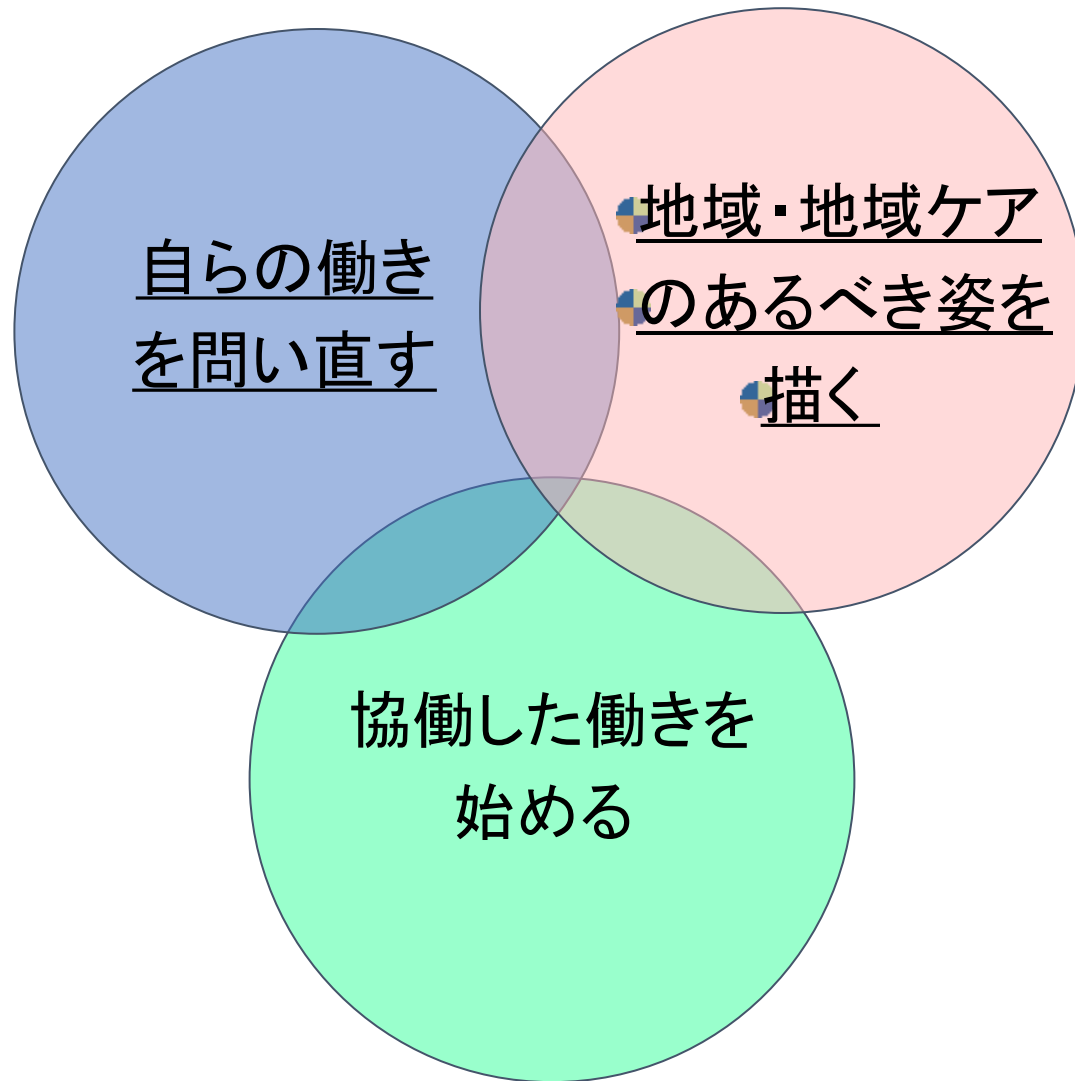
- ・ 包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

IV) これから地域ケアに 求められること

2020年11月に行われた東京都小金井市・調布市・
三鷹市・武蔵野市・東京都の関係者とのトークセッ
ションを踏まえて

1. 基本的な考え方

コミュニティの再生



自らの働きを問い直す コロナによって、様々な活動が止まり、孤立等の問題が深刻になった。改めて働きの意味・目標を確認し、可能な方法を見いだすことが必要である。

あるべき姿を描く 今日、地域共生社会づくりが目標とされ、実際に、各地域において、取り組まれてきた。今、改めて問われている。「何をしたいか」「何ができるか」「何が求められているか」

協働した働きを始める これからの勝負は、コミュニティの再生。様々な方法を開発し、地域にある資源を掘り起こし、今まで築いた協働の働きをしたい。

新型コロナウイルスの広がり、今までの関係を打ち砕き、不安、恐怖、不信、怒りを生み出し、負の連鎖が広がってきています。だからこそ、私は、大切なもの、大切なことを守る決意が必要だと思います。私は、その中に「人への思いやり」を加えたい。そして、新型コロナウイルスの脅威にさらされている私たちだからこそ、今、すべきことを考え、今できることを実践していきたいと思っています。

<自らの働きを問い直す>

そのために、まず、私たちが、日々の働きの意味を問い直すことが必要です。確かに、コロナウイルスによって、様々な支援が止まりました。その結果、大切なFACE to FACEの関わりができにくくなりました。そのことによって、互いの心の交流ができなくなり、支援してきた方々が生活困難のただ中に置かれてしまったならば、今までの関わりが大切であったことを意味します。何としても関わりを再生するか、それに代わる行動を生み出していかなければなりません。私たちは、何をすべきか、コロナに問われているのではないのでしょうか

<地域・地域ケアのあるべき姿を描く>接ぎ木方策

今、孤立、貧困、虐待、自殺、認知症や要介護状態にありケアを必要とする人々が着実に増加しています。しかし、これは今に始まったことでなく、より明らかになったのです。そして今、生活の拠点であるコミュニティを再生しないと、コロナの予防・対応もできません。感染を恐れ、懼った人の非難・排除、最前線で対応している医療や福祉従事者に及ぶ中傷は互いの存在を認め合ったコミュニティがいたる所で寸断されている証拠です。自分たちが目指してきた地域・地域ケアを再確認し、これからの地域・地域ケアを再構築していきたい。福祉の役割は、ケアに留まらず、地域における絆を再生させることだと思っています。それがなければ、孤立への対応ができません。

<協働した働きを始める⇒これからの勝負は、コミュニティをどのように再生するか>

ならば、より多くの方と協働して、その防止と対応に取り組む機会が生まれたと考えたい。様々な関わりの方法を開発し、地域にある資源を掘り起こし、相互の関わりを取り戻すことが急務であると思います。

V) 地域福祉CD、 生活支援CDへの期待

①地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、次のような役割を担う専門スタッフと位置づけます。

①地域の住民ニーズの中で、専門的な対応が必要なケースへの対応

②ニーズの発掘とその解決のためのコーディネート

③制度によるサービスと住民活動をつなぐための実践的支援

④住民が参加する地域福祉計画（地域福祉活動計画）の策定支援

上記の役割を果たすため、地域福祉コーディネーターは、次のような活動を行います。

①総合的な相談・生活支援

②地域の福祉課題の把握と、課題解決のための活動の開発、支援

③制度によるサービスと制度外のサービスをつなげる支援

④多様な主体が協働するための地域のネットワークづくり

（地域福祉コーディネーター養成研修実施要領から）

①地域福祉コーディネーター 地域共生社会

- 子ども等への支援や、複合課題にも広げたもの、全世代対象、地域生活課題に対応する総合支援の拠点としてふさわしい拠点を圏域ごとに設置（左記と一緒になる場合とさらに広がる場合とがある）

・個別支援を軸に

- ・生活困窮者支援における重要な役割を担っている。

②生活支援コーディネーター 地域包括支援センターを軸に

- ・高齢期の医療・介護・予防・住まい・生活支援/

- ・介護予防を一体的に提供、日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定している。

・地域支援を軸

- ・生活支援体制整備事業は地域包括ケアシステムの構築を専門職にまかせたりにするのではなく、住民が地域包括ケアシステムの担い手として関わるきっかけをつくる取り組みともいえる。

②生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動

集める

- ・ 地域の課題や資源に関する情報を収集する

伝える

- ・ 住民・関係主体が必要とする情報を整理して伝える

思いを知る

- ・ 関係主体と知り合う、相談を受ける

場をつくる

- ・ 関係主体を集めたり紹介したりして、コミュニケーションを促す

結びつける

- ・ 地域課題を解決する資源を見つけ出す、関係主体の協働を促す

応援する

- ・ 関係主体とともに、資源の充実に向けた取り組みのアイデアを出し合い、その実現のための支援を行う

1. 接ぎ木方策を進める

(1)現在、課題が複雑化している中、課題の拾い上げや解決も簡単ではなくなっている。地域に関わっている中で、留意すべきことは、地域に合う事業や進め方がそれぞれ違う事である。

今あるものを強化し、見えていなかったものを見える化したり、掘り起こしたり、新しく始めなくても少しの工夫でできることもあると感じている。

住民や地域の声をより反映するために、アンケート調査をおこなったり、関係団体へのヒヤリングをおこない地域との関りを持って行きたい。そして、課題が複雑化している中、課題の拾い上げや解決も簡単ではなくなっている。いかに他機関・事業を巻き込むかによると感じている。

(2)地域アセスメントがとても重要となっていると思います。地域アセスメントシートを作成し、地域アセスメントシートを用いることで、地域が持っている力を改めて確認することができます。個別支援担当者では気づかない、地域住民や地域の事業者が行っている買い物支援や住民同士の助け合いの情報などから新たな支援の方向性につながることもあります。さらに、地域での担い手が不足している住民参加型在宅福祉サービス団体へ引きこもりの方が参画し担い手になる、あるいは、農業への就業体験などへつながるなど、新たな支援の可能性・方向性が見いだせることがあります。さらに、個別課題について認識し、そこから地域全体の課題として捉え、活動展開することも考えられます。こうしたコミュニティソーシャルワークの展開を見据えて地域アセスメントを活用していきたいと思います。

<必要な地域診断>

①広義→地域社会の中に、どのような福祉問題が存在しているか明らかにすること

②狭義→広義の意味を前提にして、具体的ニーズ(福祉問題)を把握し、それらをいかに解決するかを考えること。広義、狭義は相互に深く関連している

①地域の特性の把握

- ・男女・年齢別人口構成の年次推移・産業構造、就業構造、人口構造等の推移、将来予測

- ・住民生活の把握、福祉問題発生や、現在発生している問題の背景を知る

- ・文化、地域の文化的伝統、政治的な成り立ち、意識、生活習慣

②既存文献資料によるニーズ把握：行政統計・報告、関係団体の資料、インターネットによる情報収集・文献情報定義を確かめる。⇒他の地域(全国、都道府県、同規模市町村、近隣市町村、同一市町村内の他の地域)との横の比較、時系列(年次)による縦の比較

③話し合いによるニーズ把握

①住民座談会

- ・小地域での全住民を対象にした住民座談会

- ・分野別の関係者の座談会

②専門家や当事者などからのからの情報収集

- ・当事者団体、ボランティア団体などから課題に沿った聞き取りを行う

＜地域集団・組織の診断＞会員組織率、参加率、活動内容、運営、福祉への関心、活動、協働への態度、（町内会・自治会、高齢者の組織、児童関係組織、福祉団体。ボランティア団体、NPO、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、商工会議所、商工会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会）

- ・「人」問題解決に取り組む当事者、医師、保健師、社会福祉士・ケアワーカー・ケアマネジメント等の専門職、住民、ボランティアといった保健医療福祉等に関わる広い人材
- ・「もの」保健・医療・福祉・教育・公民館等の施設、サービス・活動、物品はもちろん、住民関係、地域関係、またボランティア協議会、医療保健福祉等の専門職ネットワーク等のネットワーク
- ・「金」補助金・委託金、寄付金、収益、研究補助金
- ・「とき」就業時間、ボランティアが活動する時間。課題を共有化し取り組むチャンス
- ・「知らせ」上記の資源情報、サービス利用者情報、相談窓口における情報等のニーズ情報、計画策定に必要な統計等の管理情報

2. 住民や関係者が参加できる仕組みを大切にする

- ① 笛吹市において、「第2回地域福祉活動計画策定委員会」が開催され、「多世代交流・共生のまちづくりの実現における地域福祉活動計画策定の意義について」について講義
- ② 住民・関係者への周知と協力依頼(1) 計画段階から、住民、関係者が参加

ア 福祉大会

第9回 笛吹市社会福祉大会

支え合う地域づくりの実現を目指して

【日時】平成29年 2月12日(日) 13時～16時

【会場】笛吹市スコープセンター
〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬 628-1

第1部 記念式典 表彰状授与・感謝状贈呈

第2部 基調講演・シンポジウム
「支え合う地域づくりの実現を目指して」

講演・コーディネーター
市川 一宏氏
ルーテル学院大学
大学院研究科長
学事顧問・教授

シンポジスト

戸島 義人氏
社会福祉法人
南ノ家
理事長

米山 昭美氏
一家町生活支援
ボランティアの会
地域コーディネーター

赤尾 好彦氏
笛吹市
長寿介護課
課長

小林 綾那氏
笛吹市
社会福祉協議会
地域福祉課

【お問合せ先】 第9回 笛吹市社会福祉大会 実行委員会（事務局 笛吹市社会福祉協議会）
〒406-0822 笛吹市八代町南 917 TEL: 055-265-5182 / FAX: 055-265-5183

イ 社協冊子

社協の役割

笛吹市 笛吹市社協 住民

地域づくり 福祉教育 災害対応 相談

地域福祉活動計画とは

第3次地域福祉活動計画に向けて
～地域の声を集まれ～
地域座談会のご報告

「地域福祉活動計画」とは、地域福祉を推進するための計画です。地域福祉とは、地域住民の生活の質を向上させ、地域社会の持続可能性を高めることです。地域福祉活動計画は、地域住民の声を聞き取り、地域社会の課題を把握し、それに基づいて地域福祉活動を推進するための計画です。

この計画は、地域住民の声を聞き取り、地域社会の課題を把握し、それに基づいて地域福祉活動を推進するための計画です。

第1回・第2回策定委員会

市川 一宏 林 樹 橋 本 田 村 田 志 野 風 戸 落 中 村 正 市 川 一 宏 橋 本 田 村 田 志 野 風 戸 落 中 村 正

③策定委員会の時間をはさんで、笛吹市社協職員が、計画策定の意義を改めて学習し、また、住民との協働を実現するための一歩として「住民座談会の運営方法」を具体的に学ぶ。



④地域懇談会の実施



石和

- ・温泉施設がたくさんある。
- ・大きいお店が沢山ある。
- ・病院も多い。
- ・駅や高速バス停がある。
- ・子どもたちが元気に挨拶をする。
- ・観光地でイベントが多い。
- ・元気な高齢者が多い。
- ・農業以外に色々な産業がある。

- ・身近な個人商店が少ない。
- ・空き家が増えている。
- ・若い人の自営舎への加入が減少。
- ・道路に街灯が少ない。
- ・表札がない家も多い。
- ・地域の活動に参加しない人が増えている。
- ・地域の情報が入手しづらい。

7町の住民が地域の『いいところ』『困ったところ・気になるところ』そして『自分にできそうなこと』『地域の人との支えあいによってできそうなこと』のアイデアを出し合いました！

④ 次に、ブルーの付箋に町の『困っているところ』『気になっているところ』を思いつく限り書く。(10分)

人がやさしい
他には...

③ ピンクの付箋に町の『いいところ』を思いつく限り書く。(10分)

よろしくお願いします。

② 自己紹介。
グループ名を決める。(5分)

まずは地域のことを知っていただきます

① 地域福祉活動計画と町の活動実践について説明。(20分)

境川

- ・寺尾分校のさくらがすばらしい。
- ・南平府 I C に近く、交通アクセスが良い。
- ・温泉や公園など交流施設が作られる。
- ・夜景がきれい。
- ・全戸の住民がだいたいわかる。

- ・3地区のつながりがない。
- ・人口減少と高齢化、未婚者も増えている。
- ・農業の衰退による自然環境の変化。
- ・学校、保育園が遠い。(スクールバス対応)
- ・昼間、老人しかいない。
- ・近くにお店がない。
- ・公共交通機関がない。
- ・ぐるりバスだけでは不便。

八代

- ・人と人、近所、地域のつながりやまとまりがある。
- ・交流する機会や行事がたくさんある。
- ・高齢者が元気でよく稼ぐ。
- ・ボランティアの活動が盛んである。
- ・リニア実験線が見られる。
- ・スマートインターができる。
- ・大きな公園がある。

- ・空き家や休耕地が増えてきている。
- ・若い人の働く場所が少ない。
- ・少子高齢化になっている。また一人暮らしが多くなってきた。
- ・新住民との交流がない。
- ・地区行事が縮小化している。
- ・小児科がない、大きな病院がない。
- ・交通量の増加や道路が狭い。
- ・公共交通の便が悪い。



一宮

- ・地域のよさを発信。
- ・SNSの活用いろんな人へ情報を流す！
- ・地域の事に関心を持って協力、参加。
- ・畑の活用方法について農家、地域のひと話し合う。
- ・地域皆で子育て参加。
- ・高齢者や子育てママとの交流！皆で集まって楽しく語る。
- ・地域ぐるみのあいさつ運動を推進する。

- ・農業を続けていく。
- ・健康でいること。
- ・行事に参加する。
- ・近所との付き合いをする。
- ・家庭菜園として農地を住民に解放する。
- ・いきいきサロンに参加する。
- ・ボランティア活動に誘う。
- ・困ったことの相談にのる。



御坂



石和

- ・休耕地を借りて野菜を作る。
- ・地域の行事に積極的に参加する。
- ・趣味を生かして仲間作り。
- ・散歩のついでにごみ拾いをする。
- ・通学路で子どもたちに挨拶をする。
- ・地区の行事を隣近所で誘って参加。
- ・近所に野菜や果物を配る。

- ・人とのつながりは声かけから！大人同士も挨拶を活発にする。
- ・ボランティアの積極的参加。
- ・八代のよさを自慢しよう。応げよう。
- ・情報発信。（再発見マップ 掲示物）⇒移住促進。
- ・高齢者への支援をしよう。（ゴミ出し、話し相手）
- ・環境美化活動の推進。
- ・資源の活用。（エコBOX 空き地 空き家）
- ・公民館活動のメニューの検討、地区の行事に積極的に参加。

八代



発表

作った模造紙に沿って⑤と⑥の2枚に沿ってグループごとに発表。

はじめに何から取り組めそうか具案を発表に向けてグループでまとめる。（10分）

- ・近所見守り、声かけ、交番確認をする。
- ・近所の人の買い物ごみだし、雪かきを手伝う。
- ・イベントを企画参加する。
- ・農業等の後継者の育成。
- ・移住定住の条件を整える。（空家、相談窓口、情報発信）
- ・子育て支援、山村留学などに市に働きかける。

芦川



春日居

- ・地域行事には積極的に参加し、地域の人をもっとよく知る。
- ・地域みんなであいさつをする。（まずは家庭から）
- ・見守りたいのたすきを常時かけ、集団登下校の見守りを実施する。
- ・自分にできるボランティアをする。
- ・本を読む子を育てる。（豊かな心を育てるために）



境川

- ・買い物を頼んだり、頼まれる関係づくり。
- ・気軽に声を掛け合い、車に乗せてあげる。
- ・神社等の環境美化活動をする。
- ・地域で見守る人を増やす、声掛けをする。
- ・新年会や忘年会を誘い合って続けていく。
- ・災害時の組単位での助け合い。

3. 地域においてそれぞれが 「自分らしく居られる」場づくり ⇒ ありたい地域をめざして



富山型デイサービス
このゆびとまれ





「このゆびと一まれ」で育った私

私は、一歳の時から「このゆびと一まれ」で育ててもらいました。あまりにも病弱で、保育所に行けなかったため、両親がいろいろなところに相談してようやくあずかってもらえたそうです

私も赤ちゃんのころ、利用者のおばあさんによくだっこしてもらったり、あやしてもらっていたそうです。でも、実はそのおばあさんは重症の認知症だったそうですが、自分では「このゆび」に働きに来てると思っていたそうで、そのころの写真を見ても、本当にかわいがってもらったんだなあと、ありがたい気持ちでいっぱいになります。

「このゆび」に來ていると、障害のある人もジロジロ見られたり、かわいそうになんて言われることもなくて、みんな自分でできることを精一杯やって「役に立っている」自分に自信をもって、いきいきと過ごしています。

障害のある人にはどのくらい具合が悪いか考えて接するかが大切だろうと考えて、なかなか積極的にかかわれない人が多いと聞きます。でも「このゆび」のように自然にお互いの良いところを認め合って過ごすことから始めればいいのだと思います。これからも「このゆび」に集まるみんなが気持ちよく過ごせるように、少しでも役に立っていきたいです。

富山市立藤ノ木小学校5年 岩本万由子

平成17年度心の輪を広げる体験作文 内閣府優秀賞受賞、富山県最優秀賞受賞

4. 生活支援・介護予防を推し進める

生活支援コーディネーターの役割（飯綱町の場合）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすもの



接ぎ木＝今までの実績

飯綱町認知症地域支援事業



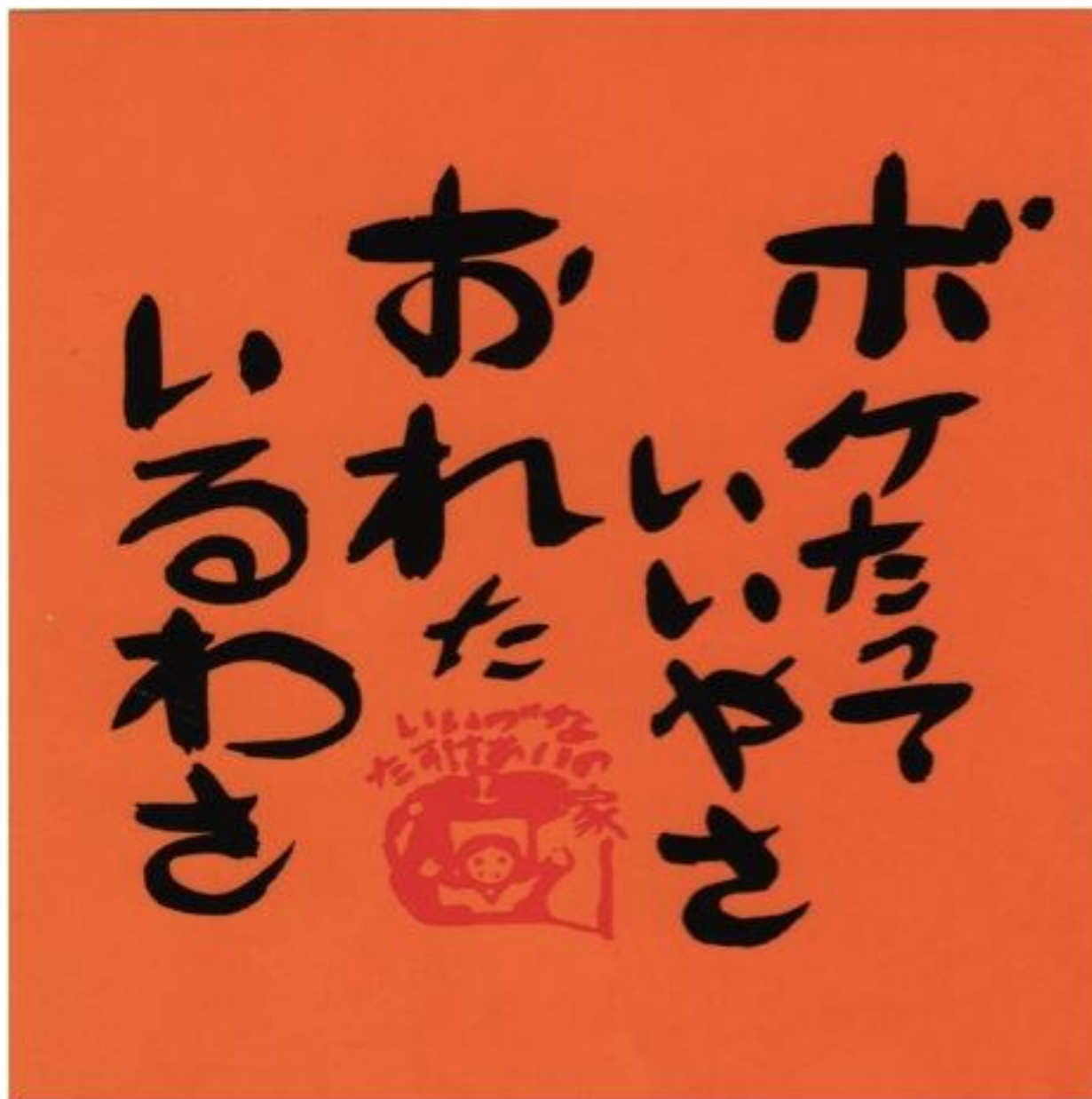
住民として助け合いの声を



住民としてテーブルを囲む

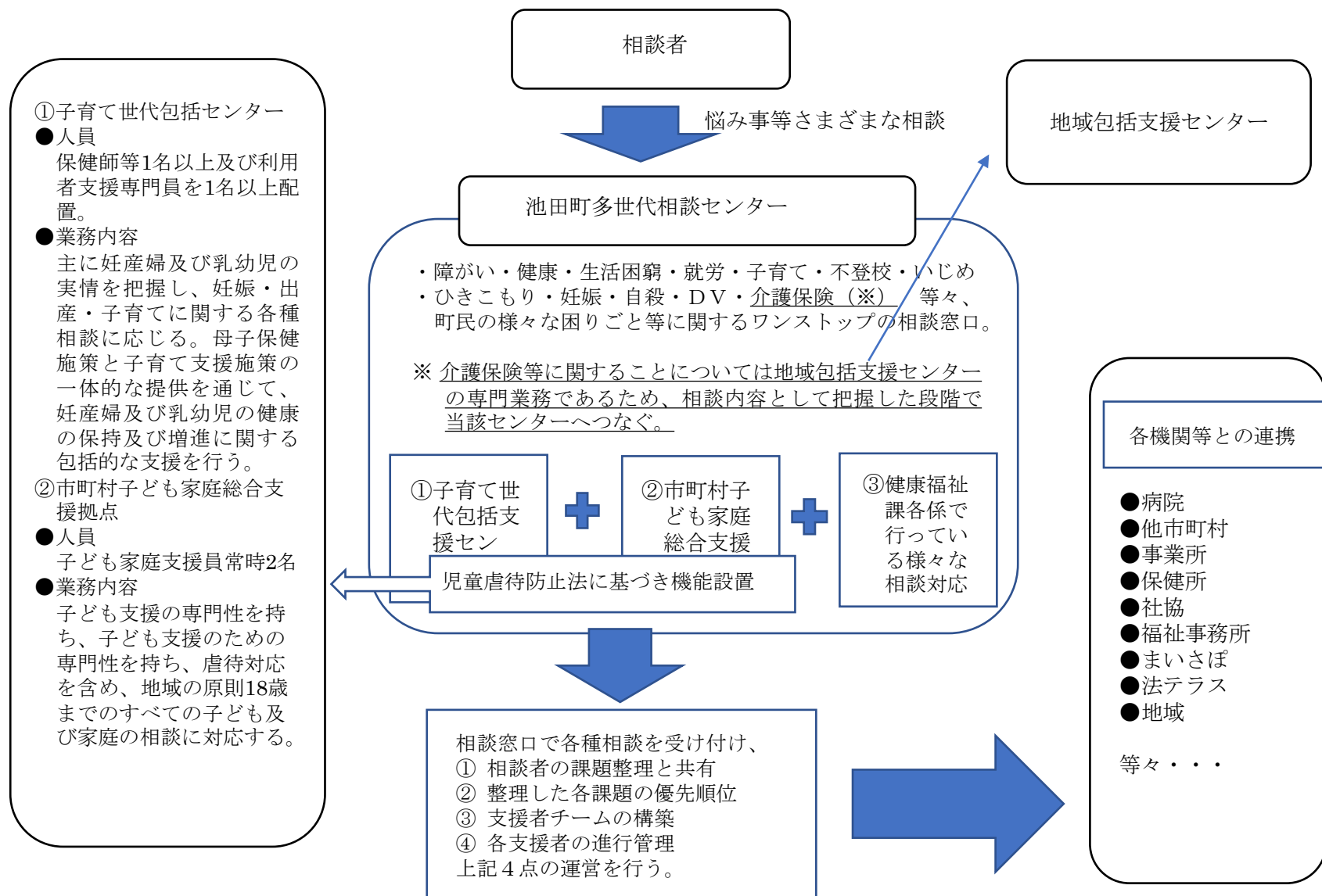
医師等による専門チーム・・・早期発見、認知症支援システムづくり
児童・生徒啓発チーム・・・学校における学習プログラムの開発と普及
うんまくボケる戦略チーム・・・健康維持、社会生活継続を目指したプログラムづくり

飯綱町の標語



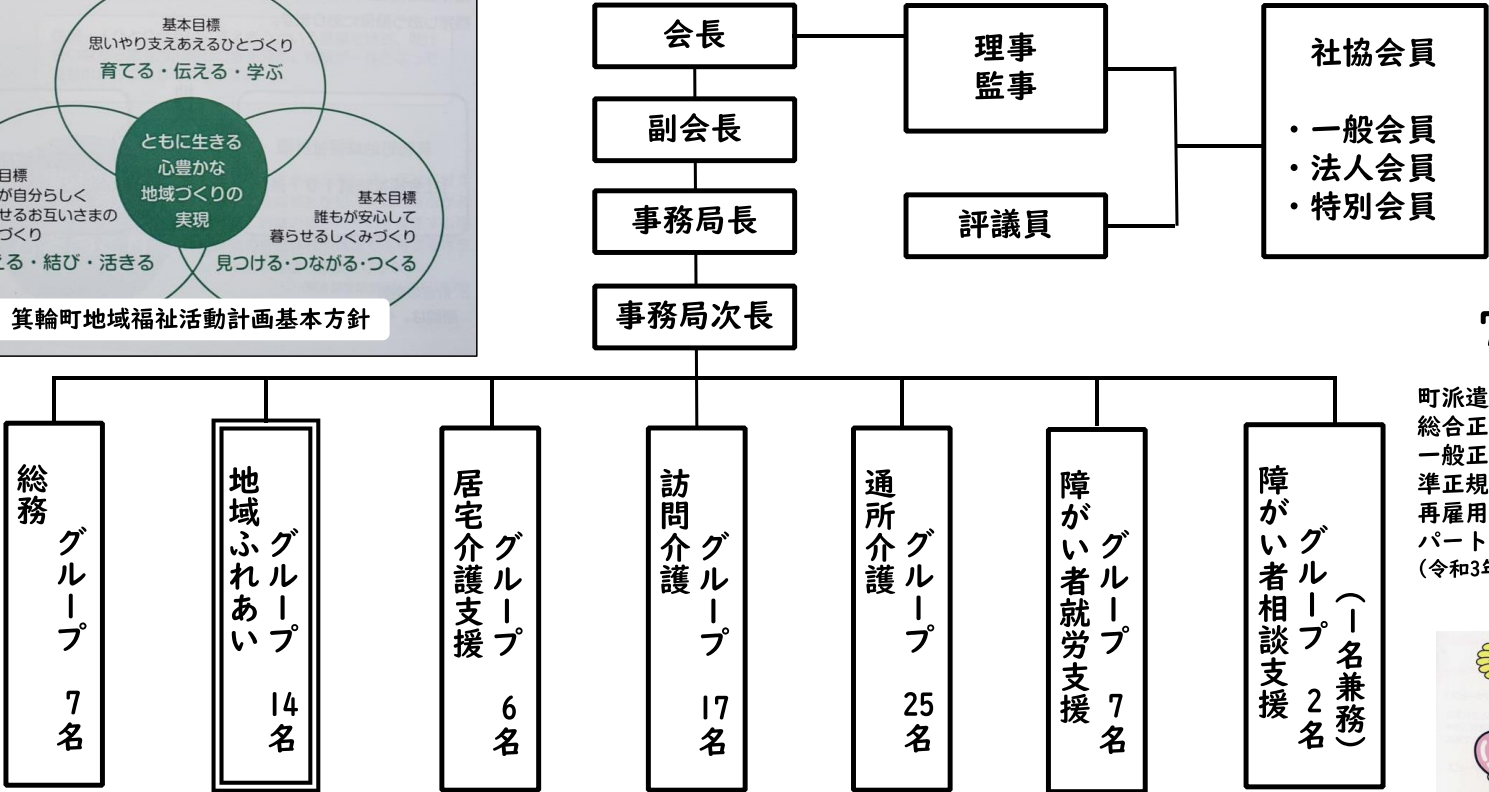
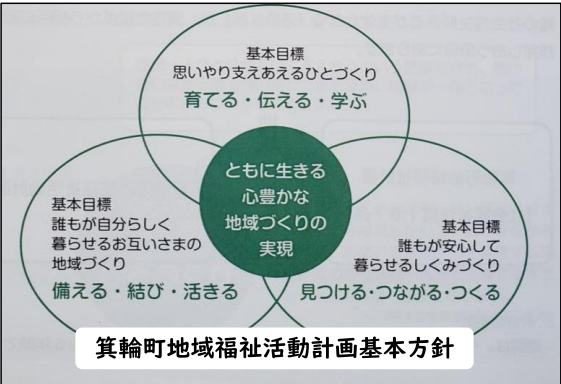
5. 協働の仕組み作り

組織内の連結ピン(池田町多世代相談センターイメージ図)



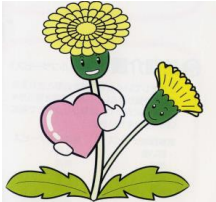
箕輪町社協における協働した組織体制

箕輪町社協理念「みなさまと共に、ふれあい、支え合い、誰もが暮らしやすい、お互いさまの地域づくりをめざします。」



79名

町派遣 2名
総合正規 16名
一般正規 22名
準正規 2名
再雇用 1名
パート 36名
(令和3年4月1日現在)



いつも あなたと ともに

令和3年度地域ふれあいグループ基本方針

行動指針

理念を実現するため
ひとりひとりが
どのように動くか

①相談者の想いを受け止め、
支援者の意見を押し付けない。

②「困った」と言ってもらえる
関係を作る。

③地域資源を知り、活用する。
そして、わかりやすく伝える。

地域とともに あらゆる 生活課題への 対応を目指す

- ・いきいき塾運営事務
- ・ふれあいサロン運営事務

- ・金銭管理・財産保全サービス
- ・日常生活自立支援事業
- ・すまいるサポート事業
- ・あんしん見守りサービス
- ・総合相談実務者連絡会
- ・あんしん未来創造プロジェクト

- ・担い手養成とフォローアップ
- ・地区社協活動支援
- ・地域ケア会議開催
- ・生活支援セミナー開催

- ・長寿クラブ連合会事務局
- ・のぞみの会・認知症カフェ
- ・認知症フォーラム開催

- ・ボランティア育成事業
- ・福祉教育連絡会事務局
- ・社会福祉法人連絡会事務局
- ・リサイクル活動
- ・フードバンク事業
- ・ふれあい広場実行委員会
社協出前講座

- ・まいさぼ出張相談所
(生活困窮者相談支援事業)
- ・まなびサポートみのわ
- ・生活福祉資金貸付
- ・厚生資金貸付
- ・あんしん創造ねっと
- ・プチバイト事業

介護予防

権利擁護

生活支援

当事者支援

福祉教育

生活困窮

個の学び充実・チーム力向上

15地区

箕輪町15地区を8人の地域福祉コーディネーターが担当しています。各事業をアイトとして、

相談支援・参加支援・地域づくり支援

に取り組んでいます。



6. 共に生きることができる社会づくり ～長野県自立支援協議会の実践から学ぶ

8050問題等支援が困難な場合は？
＝相談支援専門員がすること

- 理解を深め共有する。⇒共感
- 見通しを持った計画的支援 ⇒共感⇒チーム作りとケアマネジメント
(居住支援・生活(就労)支援)
- 多職種連携⇒行政を柱とする支援チーム
- 長期継続的支援⇒地域の力を活用(家族、近所、民生児童委員、区長、
他インフォーマル支援)
- 住みやすい地域作り⇒インフォーマルサービスと社会資源を作る



地域自立支援協議会を土台に皆が繋がり地域づくりを営む

地域づくりを進めるコーディネーターの使命

地域で支えるとは？

その人がその人らしく生きてゆくためには、家を基点としてその人の生活を応援すること。ご本人主体が大原則。

「今までどんな生活をしてきたんだろう？」「地域ではどんな役割を果たしていたんだろう？」

コーディネーターの使命

その人の事情で使えるサービスがなくても、あきらめずに支援をしなければならない。何らかのサービスにつなげたとしても、その事業所が全て責任を負うものでもない。無用な事故や事件に発展しないためにも、地域全体で支える仕組みが無ければ、地域は住みやすくない。

例えば、社会資源が乏しかったり、連携ができていなければ、地域の中につながるための拠点をこしらえチームで地域づくりをしていく方法もある。⇒**拠点づくり**

地域にある社会資源、専門性、コーディネート力、行政責任を上手にコーディネートすることで、地域は良くなる。⇒**仲間とともに地域づくり**

一本の木を植えなければ砂漠の緑化は始まらない。
コーディネーターは、住民・当事者・ボランティア・関係
者等と共に一本の木を植える専門職



石巻の朝日2020.1.5